

群馬県立女子大学国際交流委員会規程

(設置)

第1条 群馬県立女子大学に国際交流委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 文学部選出の教員 各学科1人
- (2) 国際コミュニケーション学部選出の教員 2人
- (3) 外国語教育研究所副所長

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、学長が委員の中から指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、その会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 教育及び研究の国際化の推進に関する事項
- (2) 学生の外国留学等に関する事項
- (3) 交換留学生の受入れに関する事項
- (4) その他国際交流に関する事項

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求めることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、連携推進係で処理する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。